

令和5年11月30日提出

令和5年第4回

小金井市議会定例会議案

(写)
小議発第149号
令和5年11月22日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長
宮 下 誠

令和5年第4回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 議案第70号 令和5年度小金井市一般会計補正予算（第8回）
- 議案第71号 令和5年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第72号 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例
- 議案第75号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第76号 小金井市こども家庭センター条例
- 議案第77号 小金井市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 小金井市立清里山荘の指定管理者の指定について
- 議案第79号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

○ 議案第73号 小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 議会基本条例検証協議会

ア 目 的 議会基本条例の検証を行う協議会に参加するため

イ 場 所 第一会議室

ウ 期 日 令和5年11月16日（木）

エ 議 員 宮下誠議長、森戸よう子副議長、吹春やすたか議員、岸田正義議員、清水がく議員、水谷たかこ議員、安田けいこ議員、坂井えつ子議員、斎藤康夫議員、水上洋志議員、小林正樹議員、片山かおる議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 片山かおる議員

2 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

3 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

4 浅川清流環境組合議会

選出議員 吹春やすたか議員 岸田正義議員 水谷たかこ議員 坂井えつ子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和5年8月11日から令和5年11月9日までに開催された各議会の報告である。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和5年10月24日（火） 令和5年第2回定例会

2 会議の概要

令和5年10月24日（火） 令和5年第2回定例会

議案3件を審議した。

議案第8号 東京都市公平委員会共同設置規約

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第9号 令和4年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第10号 令和5年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第1号)

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和5年11月6日（月） 令和5年第2回定例会

2 会議の概要

令和5年11月6日（月） 令和5年第2回定例会

議案4件を審議した。

第16号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第17号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

第18号議案 令和5年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算(第1号)

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第19号認定 令和4年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和5年10月31日（火） 令和5年第2回定例会

2 会議の概要

令和5年10月31日（火） 令和5年第2回定例会

議案2件を審議した。

第1号認定 令和4年度東京都六市協定事業組合モーターボート競走事業会計決算認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第16号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和5年11月7日（火） 令和5年第2回定例会

2 会議の概要

令和5年11月7日（火） 令和5年第2回定例会

議案4件を審議した。

議案第17号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第18号 令和4年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

議案第19号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第1号）

議案第20号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第70号

令和5年度

小金井市

一般会計補正予算

(第8回)

令和5年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

令和5年度小金井市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,187,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,978,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 433,344	千円 1,117	千円 434,461
	1 負 担 金	433,344	1,117	434,461
15 国 庫 支 出 金		10,627,179	101,423	10,728,602
	1 国 庫 負 担 金	7,701,131	86,269	7,787,400
	2 国 庫 補 助 金	2,894,173	15,154	2,909,327
16 都 支 出 金		7,838,593	165,008	8,003,601
	1 都 負 担 金	2,621,872	43,135	2,665,007
	2 都 補 助 金	4,651,574	121,873	4,773,447
17 財 産 収 入		15,828	2	15,830
	1 財 産 運 用 収 入	7,555	2	7,557
19 繰 入 金		2,285,882	920,000	3,205,882
	1 基 金 繰 入 金	2,283,939	920,000	3,203,939
歳 入 合 計		51,791,380	1,187,550	52,978,930

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 6,112,216	千円 107,341	千円 6,219,557
	1 総 務 管 理 費	5,204,867	102,501	5,307,368
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	301,867	4,840	306,707
3 民 生 費		26,413,055	1,001,673	27,414,728
	1 社 会 福 祉 費	8,843,838	265,655	9,109,493
	2 児 童 福 祉 費	13,726,201	579,382	14,305,583
	3 生 活 保 護 費	3,811,110	156,636	3,967,746
4 衛 生 費		6,590,517	32,010	6,622,527
	1 保 健 衛 生 費	2,866,837	32,010	2,898,847
9 消 防 費		1,591,551	2,940	1,594,491
	1 消 防 費	1,591,551	2,940	1,594,491
10 教 育 費		4,084,271	37,674	4,121,945
	2 小 学 校 費	1,506,523	29,782	1,536,305
	3 中 学 校 費	743,804	7,706	751,510
	5 保 健 体 育 費	341,200	186	341,386
13 予 備 費		106,961	5,912	112,873
	1 予 備 費	106,961	5,912	112,873
歳 出 合 計		51,791,380	1,187,550	52,978,930

議案第70号資料1

令和5年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第 8 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び 負担金		千円 433,344	千円 1,117	千円 434,461
	1 負担金	433,344	1,117	434,461
15 国庫支出金		10,627,179	101,423	10,728,602
	1 国庫負担金	7,701,131	86,269	7,787,400
	2 国庫補助金	2,894,173	15,154	2,909,327
16 都支出金		7,838,593	165,008	8,003,601
	1 都負担金	2,621,872	43,135	2,665,007
	2 都補助金	4,651,574	121,873	4,773,447
17 財産収入		15,828	2	15,830
	1 財産運用収入	7,555	2	7,557
19 繰入金		2,285,882	920,000	3,205,882
	1 基金繰入金	2,283,939	920,000	3,203,939
歳入合計		51,791,380	1,187,550	52,978,930

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 6,112,216	千円 107,341	千円 6,219,557
	1 総 務 管 理 費	5,204,867	102,501	5,307,368
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	301,867	4,840	306,707
3 民 生 費		26,413,055	1,001,673	27,414,728
	1 社 会 福 祉 費	8,843,838	265,655	9,109,493
	2 児 童 福 祉 費	13,726,201	579,382	14,305,583
	3 生 活 保 護 費	3,811,110	156,636	3,967,746
4 衛 生 費		6,590,517	32,010	6,622,527
	1 保 健 衛 生 費	2,866,837	32,010	2,898,847
9 消 防 費		1,591,551	2,940	1,594,491
	1 消 防 費	1,591,551	2,940	1,594,491
10 教 育 費		4,084,271	37,674	4,121,945
	2 小 学 校 費	1,506,523	29,782	1,536,305
	3 中 学 校 費	743,804	7,706	751,510
	5 保 健 体 育 費	341,200	186	341,386
13 予 備 費		106,961	5,912	112,873
	1 予 備 費	106,961	5,912	112,873
歳 出 合 計		51,791,380	1,187,550	52,978,930

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
14,655			92,686
9,815			92,686
4,840			
230,750		1,117	769,806
130,754		1,117	133,784
99,996			479,386
			156,636
4,966		2	27,042
4,966		2	27,042
			2,940
			2,940
16,060			21,614
11,550			18,232
4,510			3,196
			186
			5,912
			5,912
266,431		1,119	920,000

2 歳 入

款 13 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費負担金	千円 421,881	千円 1,117	千円 422,998	1 社会福祉費負担金	千円 1,117

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 7,468,377	千円 86,269	千円 7,554,646	1 社会福祉費負担金	千円 86,269

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 46,984	千円 12,964	千円 59,948	1 総務管理費補助金	千円 12,964
2 民生費国庫補助金	478,276	650	478,926	1 社会福祉費補助金	151
				2 児童福祉費補助金	499

説	明	千円
1 老人施設措置費負担金 (老人福祉法第28条)	(介護福祉課)	1,117

説	明	千円
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 負担率 1/2	(自立生活支援課)	86,269

説	明	千円
4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍情報システム改修分)	(市民課)	3,212
(社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るものに限る。)交付要綱) 補助率 10/10		
5 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(基幹系システム改修分)	(情報システム課)	9,752
(社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものに限る。)交付要綱) 補助率 10/10		
4 障害者総合支援事業費補助金 (障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)交付要綱) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	151
3 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	212
5 保育対策総合支援事業費補助金 (保育対策総合支援事業費補助金交付要綱) 補助率 2/3	(保育課)	287

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 衛生費国庫補助金	千円 1,105,810	千円 1,540	千円 1,107,350	1 保健衛生費補助金	千円 1,540

款 16 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,618,096	千円 43,135	千円 2,661,231	1 社会福祉費負担金	千円 43,135

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,717,734	千円 100,166	千円 2,817,900	1 社会福祉費補助金	千円 1,350
				2 児童福祉費補助金	98,816

説	明	千円
5 出産・子育て応援交付金 (出産・子育て応援交付金交付要綱) 補助率 10/10	(健康課)	1,540

説	明	千円
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条) 負担率 1/4	(自立生活支援課)	43,135

説	明	千円
19 認知症高齢者グループホーム等施設開設準備経費補助金 (介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(介護福祉課)	1,350
3 乳幼児医療費助成事業補助金 (東京都乳幼児医療費助成事業補助要綱) 補助率 1/2	(子育て支援課)	21,627
6 義務教育就学児医療費助成事業補助金 (東京都義務教育就学児医療費助成事業補助要綱) 補助率 1/2	(子育て支援課)	17,219
13 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	212
16 保育所等賃借料補助金 (保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱) 補助率 7/8、1/2	(保育課)	14,176
23 高校生等医療費助成事業補助金 (東京都高校生等医療費助成事業補助要綱) 補助率 10/10	(子育て支援課)	13,632

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円	千円	千円		千円
3 衛生費都補助金	180,547	5,647	186,194	1 保健衛生費補助金	5,647
7 教育費都補助金	128,539	16,060	144,599	1 教育費補助金	16,060

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 利子及び配当金	千円 3,819	千円 2	千円 3,821	1 利子及び配当金	千円 2

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,520,000	千円 920,000	千円 2,440,000	1 財政調整基金繰入金	千円 920,000

説	明	千円
29 保育体制強化事業費補助金 (保育体制強化事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(保 育 課)	31,950
4 とうきょうママパパ応援事業補助金 (とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健 康 課)	681
6 帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金 (帯状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金交付要綱) 補助率 1/2	(健 康 課)	4,966
15 区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金 (区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(庶 務 課)	16,060

説	明	千円
12 新型コロナウイルス感染症対策基金利子	(健 康 課)	2

説	明	千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	920,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,492,618	84,738	1,577,356			
2 文書管理費	1,241,631	16,639	1,258,270	9,815		
				9,815		
9 市民施設費	98,491	770	99,261			
10 市民文化費	357,752	354	358,106			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
84,738			
70,378	3 職員手当等	70,378	1 職員人件費その他 () 70,378
	10 需用費 6 光熱水費	14,360 14,360	(1) 職員課関係経費 70,378 3 職員手当等 (70,378)
14,360			9 庁舎維持管理に要する経費 (管 財 課) 14,360
			10 需 用 費 (14,360) 光 熱 水 費 14,360
6,824			
6,824	12 委託料	16,639	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 16,639
			12 委 託 料 (16,639) 基幹系システム修正委託料 (出産・子育て 応援交付金対応分) 1,540 基幹系システム修正委託料 (障害福祉シ ステム制度改正対応分) 303 基幹系システム修正委託料 (社会保障・税 番号制度対応分) 8,124 基幹系システム修正委託料 (住民税特別徴 収税額通知書電子化対応分) 1,265 基幹系システム修正委託料 (地方税共通納 税システム対応分) 1,364 基幹系システム修正委託料 (個人市民税制 度改正対応分) 4,043
770			
770	10 需用費 7 光熱水費	770 770	2 集会施設の維持管理に要する 経費 (コミュニティ文) 770
			10 需 用 費 (770) 光 熱 水 費 770
354			
354	21 補償補填及び賠償 金	354	5 芸術文化施策に要する経費 (コミュニティ文) 354
			21 補償補填及び賠償金 (354) 市民交流センター指定管理委託損失補償金 354

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	301,867	4,840	306,707	4,840		
				4,840		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	4,840	2 戸籍事務に要する経費 (市 民 課) 4,840
			12 委 託 料 (4,840)
			戸籍情報システム修正委託料 (社会保障・ 税番号制度対応分) 4,840

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	997,474	28,787	1,026,261			
2 障害者福祉費	2,463,442	227,690	2,691,132	129,404		
				65,191		
				64,213		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
28,787			
4,872	19 扶助費	4,872	11 難病者福祉手当支給に要する 経費 (自立生活支援課) 4,872
23,915	22 償還金利子及び割引料	23,915	19 扶 助 費 (4,872) 難病者福祉手当 4,872
			34 返還金・還付金 () 23,915
			(1) 地域福祉課関係経費 17,280
			22 償還金利子及び割引料 (17,280)
			令和4年度生活困窮者自立相談支援事業国 庫負担金返還金 13,386
			令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費 等国庫補助金返還金 1,170
			令和4年度社会保障・税番号制度システム 整備費国庫補助金返還金 2,724
			(2) 自立生活支援課関係経費 6,635
			22 償還金利子及び割引料 (6,635)
			令和4年度障害者医療費国庫負担金返還金 4,697
			令和4年度障害者医療費都負担金返還金 1,938
98,286			
117	11 役務費 5 手数料	117 117	12 障害支援区分判定審査会に要 する経費 (自立生活支援課) 117
	12 委託料	1,346	11 役 務 費 (117) 主治医意見書作成手数料 117
1,218	19 扶助費	193,981	18 精神障害者配食サービス事業 に要する経費 (自立生活支援課) 1,218
21,729	22 償還金利子及び割引料	32,246	12 委 託 料 (1,218) 精神障害者配食サービス委託料 1,218
			21 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 86,920
			19 扶 助 費 (86,920) 介護給付費 86,920
42,848			22 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 107,061
			19 扶 助 費 (107,061) 訓練等給付費 107,061
128			23 介護給付費・訓練等給付費事 務に要する経費 (自立生活支援課) 128
			12 委 託 料 (128) 給付費支払事務委託料 128
32,246			33 返還金・還付金 (自立生活支援課) 32,246
			22 償還金利子及び割引料 (32,246)

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費						
4 高齢者福祉費	572,352	9,178	581,530	1,350		1,117
						1,117
				1,350		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 14,943
			令和4年度障害者自立支援給付費都負担金返還金 7,938
			令和4年度地域生活支援事業費等国庫補助金返還金 253
			令和4年度地域生活支援事業費等都補助金返還金 127
			令和4年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 8,985
6,711			
1,609	12 委託料	5	3 老人施設措置に要する経費 (介護福祉課) 2,726
	18 負担金補助及び交付金	1,350	12 委託料 (5) 入所援護費支払事務委託料 5
	19 扶助費	2,721	19 扶助費 (2,721) 入所援護費 養護老人ホーム 2,721
	22 償還金利子及び割引料	5,102	44 認知症高齢者グループホームの整備支援事業に要する経費 (介護福祉課) 1,350
			18 負担金補助及び交付金 (1,350) 認知症高齢者グループホーム等施設開設準備経費補助金 1,350
5,102			46 返還金・還付金 (介護福祉課) 5,102
			22 償還金利子及び割引料 (5,102) 令和4年度訪問介護継続利用者負担助成事業都補助金返還金 3 令和4年度生計困難者介護サービス利用者負担額軽減制度事業都補助金返還金 12 令和4年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金 4,873 令和4年度人生100年時代セカンドライフ応援事業都補助金返還金 213 令和4年度新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業都補助金返還金 1

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	7,269,276	576,587	7,845,863	99,709		
				21,627		
				46,126		
				681		
				424		
				17,219		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
476,878			
41,622	10 需用費 1 消耗品費 5 印刷製本費	636 388 248	6 乳幼児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 63,249
	12 委託料	2,522	12 委託料 (727) 審査支払事務委託料 727
	18 負担金補助及び交付金	69,072	19 扶助費 (62,522) 医療費 62,522
22,946	19 扶助費	129,844	8 民間保育所助成に要する経費 (保育課) 69,072
	22 償還金利子及び割引料	374,513	18 負担金補助及び交付金 (69,072) 保育所等賃借料補助金 16,469 民間保育所等児童欠員対策補助金 10,003 保育体制強化事業費補助金 42,600
			11 育児支援ヘルパー派遣事業に要する経費 (子育て支援課) 681
			12 委託料 (681) 育児支援ヘルパー派遣委託料 681
212			12 子ども家庭支援センター運営に要する経費 (子育て支援課) 636
			10 需用費 (636) 消耗品費 388 印刷製本費 248
34,560			15 義務教育就学児医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 51,779
			12 委託料 (1,114) 審査支払事務委託料 1,114
			19 扶助費 (50,665) 医療費 50,665
374,513			26 返還金・還付金 () 374,513
			(1) 保育課関係経費 320,318
			22 償還金利子及び割引料 (320,318)
			令和4年度保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金 14,336
			令和4年度保育所運営費国庫負担金返還金 93,372
			令和4年度子育てのための施設等利用給付国庫負担金返還金 44,158
			令和4年度待機児解消区市町村支援事業都補助金返還金 5,150
			令和4年度保育所運営費都負担金返還金 40,488
			令和4年度子育てのための施設等利用給付都負担金返還金 20,614
			令和4年度幼児教育・保育無償化実施事業費都補助金返還金 785
			令和4年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金 38,538

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			令和4年度保育士等キャリアアップ研修支援事業費都補助金返還金 153
			令和4年度保育所等賃借料都補助金返還金 9,477
			令和4年度保育従事職員宿舍借上支援事業費都補助金返還金 4,881
			令和4年度認証保育所運営費等都補助金返還金 2,780
			令和4年度定期利用保育事業費都補助金返還金 1,630
			令和4年度保育所等におけるICT化推進事業費都補助金返還金 1,000
			令和4年度保育サービス推進事業都補助金返還金 4,201
			令和4年度保育力強化事業都補助金返還金 328
			令和4年度私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費都補助金返還金 2,426
			令和4年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金 248
			令和4年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金 10,752
			令和4年度保育所等利用多子世帯負担軽減事業費都補助金返還金 99
			令和4年度新型コロナウイルス感染症による保育施設臨時休園等支援事業都補助金返還金 442
			令和4年度保育所等整備国庫交付金返還金 13,510
			令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業都補助金返還金 3,484
			令和4年度賃貸物件による保育所開設準備経費都補助金返還金 673
			令和4年度保育士等処遇改善臨時特例国庫交付金返還金 3,663
			令和3年度保育士等処遇改善臨時特例国庫交付金返還金 3,130
			(2) 自立生活支援課関係経費 21,248
			22 償還金利子及び割引料 (21,248)
			令和4年度障害児通所給付費国庫負担金返還金 14,165
			令和4年度障害児通所給付費都負担金返還金 7,083
			(3) 子育て支援課関係経費 32,947
			22 償還金利子及び割引料 (32,947)
			令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分事業費)国庫交付金返還金 5,200
			令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分事務費)国庫交付金返還金 600
			令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分事業費)国庫交付金返還金 20,150
			令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分事務費)国庫交付金返還金 5,879
			令和4年度低所得のひとり親世帯等生活支援給付事業都補助金返還金 1,118

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費				13,632		
3 児童福祉施設費	49,919	215	50,134			
4 保育園費	1,119,497	2,046	1,121,543	287		
				287		
5 学童保育所費	457,738	534	458,272			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,025			32 高校生等医療費助成事業に要する経費 (子育て支援課) 16,657
			19 扶 助 費 (16,657) 医 療 費 16,657
215			
215	10 需用費 8 光熱水費	215 215	2 児童館維持管理に要する経費 (児童青少年課) 215
			10 需 用 費 (215) 光 熱 水 費 215
1,759			
1,759	10 需用費 8 光熱水費	1,183 1,183	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課) 2,046
	17 備品購入費	863	10 需 用 費 (1,183) 光 熱 水 費 1,183 17 備品購入費 (863) 一般機器類 863
534			
534	10 需用費 8 光熱水費	237 237	1 学童保育所維持管理に要する経費 (児童青少年課) 534
	11 役務費 2 電話料	297 297	10 需 用 費 (237) 光 熱 水 費 237 11 役 務 費 (297) 電 話 料 297

款 3 民 生 費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	197,162	156,636	353,798			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
156,636				
156,636	22 償還金利子及び割引料	156,636	3 返還金・還付金 (地域福祉課)	156,636
			22 償還金利子及び割引料 (156,636)
			令和元・2・4年度生活保護費等国庫負担	
			金返還金	144,585
			令和元・2・4年度生活保護費等都負担金	
			返還金	12,051

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	1,032,865	21,701	1,054,566			
3 予防接種費	1,509,887	9,933	1,519,820	4,966		
				4,966		
5 環境対策費	38,572	374	38,946			
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	200,158	2	200,160			2
						2

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
21,701				
21,701	22 償還金利息及び割引料	21,701	35 返還金・還付金 (健康課)	21,701
			22 償還金利息及び割引料 (21,701)	
			令和4年度母子保健衛生費国庫補助金返還金 5,774	
			令和4年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金 4,857	
			令和4年度とうきょうママパパ応援事業都補助金返還金 10,820	
			令和4年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種都補助金返還金 250	
4,967				
4,967	12 委託料	9,933	19 带状疱疹予防接種に要する経費 (健康課)	9,933
			12 委託料 (9,933)	
			带状疱疹個別接種委託料 9,933	
374				
374	22 償還金利息及び割引料	374	6 返還金・還付金 (環境政策課)	374
			22 償還金利息及び割引料 (374)	
			令和4年度区市町村との連携による地域環境力活性化事業都補助金返還金 374	
	24 積立金	2	1 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金 (健康課)	2
			24 積立金 (2)	
			新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立利息) 2	

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,444,538	2,940	1,447,478			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,940			
2,940	12 委託料	2,940	1 消防事務委託に要する経費 (地 域 安 全 課) 2,940
			12 委 託 料 (2,940)
			消防事務都委託金 2,940

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	602,715	6,662	609,377			
3 学校保健給食費	346,766	2,596	349,362			
4 学校建設費	316,784	20,524	337,308	11,550		
				11,550		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,662			
6,662	17 備品購入費	6,662	2 学校運営に要する経費 () 6,662
			(2) 学務課関係経費 6,662
			17 備品購入費 (6,662)
			学校管理備品 6,662
2,596			
2,596	17 備品購入費	2,596	3 学校給食に要する経費 (学 務 課) 2,596
			17 備品購入費 (2,596)
			給食関係備品 2,596
8,974			
8,974	10 需用費 10 修繕料	20,524 20,524	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶 務 課) 20,524
			10 需用費 (20,524)
			修 繕 料 20,524

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	286,459	3,196	289,655			
4 学校建設費	109,129	4,510	113,639	4,510		
				4,510		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,196			
3,196	10 需用費 6 光熱水費	3,196 3,196	2 学校運営に要する経費 () 3,196 (2) 学務課関係経費 3,196 10 需用費 (3,196) 光熱水費 3,196
	10 需用費 10 修繕料	4,510 4,510	2 学校施設維持管理に要する経費 (庶務課) 4,510 10 需用費 (4,510) 修繕料 4,510

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	76,522	186	76,708			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
186			
186	1 報酬	161	10 学校部活動の地域連携に要する経費 (生涯学習課) 186
	12 委託料	25	1 報 酬 (161) 市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会委員報酬 161 12 委 託 料 (25) 市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会会議録作成委託料 25

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	106,961	5,912	112,873			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 5,912		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		30,660	12,113		217	42,990	6,901	49,891
	議 員	24	143,720		56,715			200,435	44,765	245,200
	その他	1,207	168,879					168,879	268	169,147
	計	1,234	312,599	30,660	68,828		217	412,304	51,934	464,238
補正前	長 等	3		30,660	12,113		217	42,990	6,901	49,891
	議 員	24	143,720		56,715			200,435	44,765	245,200
	その他	1,191	168,718					168,718	268	168,986
	計	1,218	312,438	30,660	68,828		217	412,143	51,934	464,077
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	16	161					161		161
	計	16	161					161		161

※ その他の手当は、通勤手当217千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,365	1,043,011	2,272,596	2,137,384	5,452,991	1,025,896	6,478,887	
補正前	(6) 1,365	1,043,011	2,272,596	2,067,006	5,382,613	1,025,896	6,408,509	
比 較	()			70,378	70,378		70,378	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		357,702	50,184	62,331	51,800	
補正前		357,702	50,184	62,331	51,800		237,818
比 較							
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		15,120	158,627	694,549	509,253	2,137,384
	補正前		15,120	88,249	694,549	509,253	2,067,006
	比 較			70,378			70,378

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

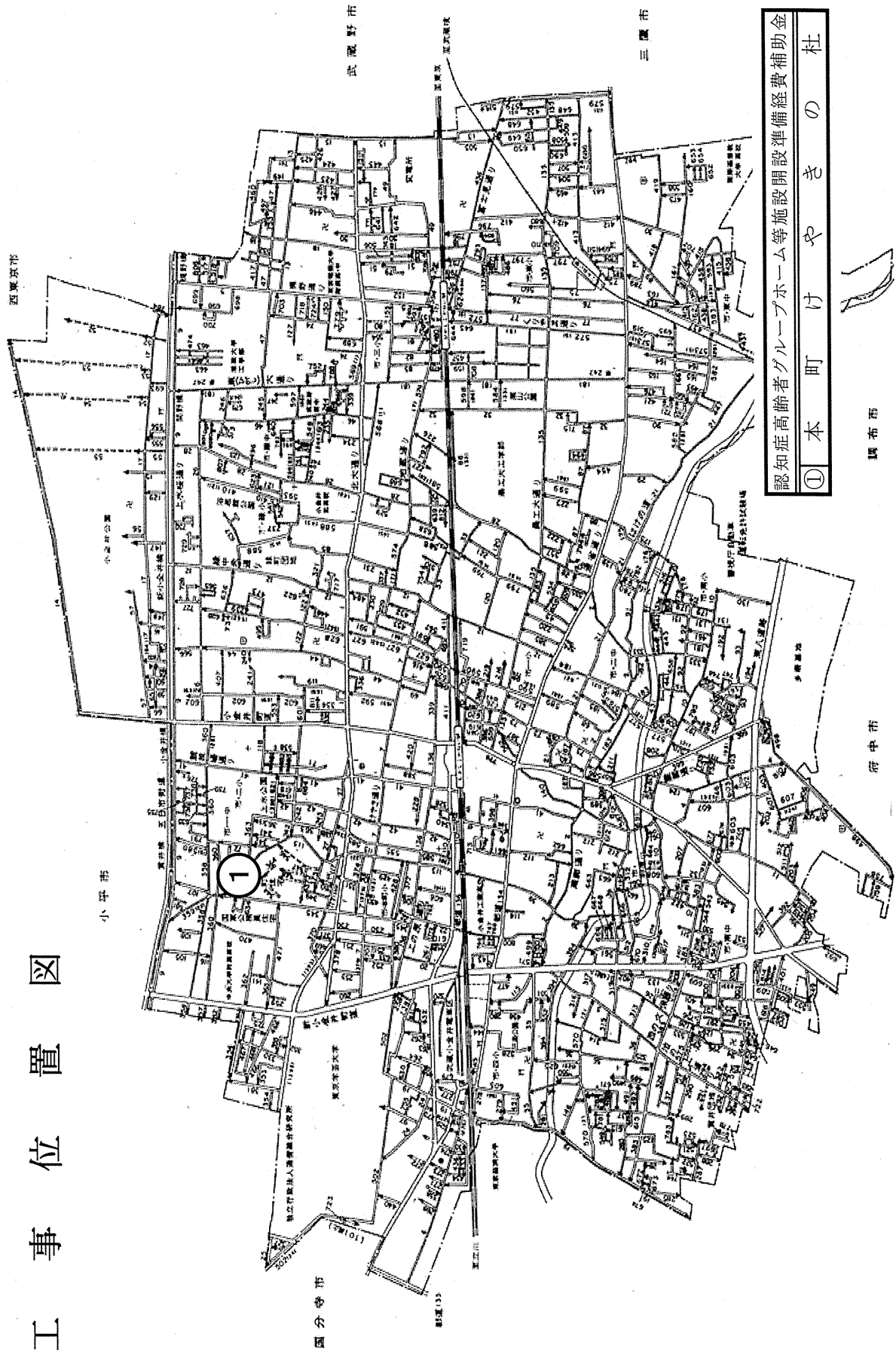
(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	70,378	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 2 その他 70,378 (1) 給与改定分 (2) その他 70,378 (3) 再任用給与改定分	総務費 退職手当

令和5年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和4年度末現在高(A)	令和5年度初当	算第6回	算第8回	予算補正状況	補正額		令和5年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)	
								正額(C)	積立予定額(D)		
1	財政調整基金	元金 利息 計	6,694,277	147 441 147	1,220,000 441 1,220,441	1,220,000 441 1,220,441		1,220,000 588 1,220,588	当初 3・8補正 計	1,450,000 990,000 2,440,000	5,474,865
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,418	1 1					当初 1補正 計		9,419
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	2,840,121	60 60	200,000 200,000	200,000 200,000		200,000 60 200,060	当初 4・7補正 計	6,160 6,160	3,034,021
4	公共施設マネジメント基金	元金 利息 計	300,000	2 2	100,000 18 100,018	100,000 18 100,018		100,000 20 100,020	当初 補正 計	41,500 41,500	358,520
5	地域福祉基金	元金 利息 計	958,537	20 20	1,805 1,805	1,805 1,805		1,805 20 1,825	当初 補正 計	1,400 1,400	958,962
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利息 計	360,819	2 2	200,156 200,156	200,156 200,156	2 2	200,156 2 200,158	当初 4 5・6補正 計	76,100 82,500 158,600	402,379
7	環境基金	元金 利息 計	1,156,508	200,000 28 200,028	201,166 201,166	201,166 201,166		401,166 28 401,194	当初 補正 計	505,000 505,000	1,052,702
8	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,029	1 1					当初 1補正 計		3,030
9	みどり公園基金	元金 利息 計	105,875	3 3	4,405 4,405	4,405 4,405		4,405 3 4,408	当初 補正 計		110,283
10	市営住宅整備基金	元金 利息 計	38,791	3,096 1 3,097				3,096 1 3,097	当初 1補正 計	21,279 21,279	20,609
11	教育施設整備基金	元金 利息 計	153,281	8,811 4 8,815	3,279 3,279	3,279 3,279		12,090 4 12,094	当初 補正 計	30,000 30,000	135,375
12	土地開発基金	元金 利息 計	65	1 1					当初 1補正 計		66
合	計	元金 利息 計	12,620,721	211,907 270 212,177	1,930,811 459 1,931,270	1,930,811 461 1,931,272	0 2 2	2,142,718 731 2,143,449	当初 補正 計	2,125,279 1,078,660 3,203,939	11,560,231

工事位置図



新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策関連経費一覧

(単位：千円)

課名	款	項	目	事業	説明	予算額	財源内訳			
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等
コミュニティ文化課	2	1	10	5	市民交流センター指定管理委託損失補償金	354	0	0	0	354
健康課	4	1	6	1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立 利子)	2	0	0	2	0
合 計						356	0	0	2	354

※ 一般財源等には、基金繰入金を含んでいる。

市民交流センター指定管理委託損失補償金事業概要

1 目的

小金井 宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度において定員制限に伴う利用料金の減額及び新型コロナウイルス感染症関連を理由としたキャンセルに伴う利用料金の全額返還を行った。指定管理者と協議の上、指定管理者の利用料金減収分を補償する。

2 根拠等

小金井市民交流センターの管理に関する基本協定書（令和2年3月31日付け締結。以下「協定書」という。）第37条に基づき、指定管理者と協議を行った結果、指定管理者の減収分を補償する。以下協定書の抜粋であり、甲は市、乙は指定管理者である。

（不可抗力等によって発生した費用等の負担）

第37条 不可抗力又は著しい物価変動（以下「不可抗力等」という。）の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、乙に発生した損害・損失や増加費用について、乙と協議を行うものとする。

3 金額内訳

項目	対象期間	利用料金 減収額（ア）	光熱水費 減少額（イ）	補償額 （ア－イ）
定員制限に伴う利用料金の減額	令和4年4月1日～ 令和5年2月12日	273千円	—	273千円
新型コロナウイルス感染症関連を理由としたキャンセルによる利用料金の全額返還	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	162千円	—	81千円 （※）
合 計				354千円

※ 協議により、負担は市と指定管理者で等分とする。

4 予算額

市民交流センター指定管理委託損失補償金

354千円

議案第70号資料6

市立保育園における使用済みおむつ及び給食調理くず等処理事業概要

1 目的

市立保育園における使用済みおむつ及び給食調理くず等について、処理の開始及び見直しを予定していることから、令和6年4月からの実施に向けて必要な物品の整備を行う。

2 対象施設

市立保育園5園

3 内容

(1) 使用済みおむつ

市立保育園における使用済みおむつは、保護者が持ち帰る運用となっており、保育園での処分を行っていなかったが、令和5年1月23日付け厚生労働省通知「保育所等における使用済みおむつの処分について」により、保育所において使用済みおむつの処分を行うことを推奨する旨が示された。このことを受け、保護者の負担軽減等を目的として市立保育園が処理を行えるよう、新たに各園1台の専用ごみ箱を整備する。

(2) 給食調理くず等

市立保育園が排出する給食調理くず等は、生ごみ乾燥処理機で生成された乾燥物を市が回収し、食品リサイクルたい肥の材料として売却している。機器の経年劣化が著しいことから多摩地域内の民間堆肥化処理施設に搬入・処理するルート of 構築を進めているところ、適正な管理が可能となるよう、新たに各園1台の専用ごみ箱を整備する。

4 予算額

(1) 歳入

保育対策総合支援事業費補助金 287千円

(2) 歳出

一般機器類（ごみ箱） 863千円

小中学校遊具修繕事業概要

1 目的

令和5年7月に実施した市立小中学校の遊具点検の結果、安全規準及び劣化の状況から修繕が必要と判定された遊具について、遊具による事故を未然に防ぐために修繕を行う。

2 修繕内容

遊具の劣化及び腐食、基礎露出部等の修繕

3 スケジュール

令和6年1月 事業者決定

2月 修繕開始

3月 修繕完了

4 修繕箇所（29基）

(1) 小学校

6校（23基）

学校名	項目（単位：基）
小金井第二小学校	登り棒（1）、ブランコ（1）、滑り台（1）、タイヤ跳び越し（1）
小金井第四小学校	登り棒（1）、チェーンネットクライム（1）、砂場遊具（1）
前原小学校	鉄棒（2）、ブランコ（1）
本町小学校	ジャングルジム（1）、ブランコ（1）
緑小学校	ブランコ（1）、滑り台（1）、複合遊具（1）、タイヤ跳び越し（2）
南小学校	鉄棒（2）、登り棒（1）、ブランコ（1）、ジャングルジム（1）、滑り台（1）

(2) 中学校

5校（6基）

学校名	項目（単位：基）
小金井第一中学校	鉄棒（1）
小金井第二中学校	鉄棒（1）
東中学校	鉄棒（2）
緑中学校	鉄棒（1）
南中学校	鉄棒（1）

5 予算額

(1) 歳入

区市町村立学校における遊具等の安全対策支援事業補助金 16,060千円

(2) 歳出

ア 小学校費 11,550千円

イ 中学校費 4,510千円

緑小学校修繕事業概要

1 目的

令和6年度に学級数が増加し、普通教室が不足することが見込まれる緑小学校について、特別教室等を普通教室として活用するための修繕を行う。

2 修繕内容

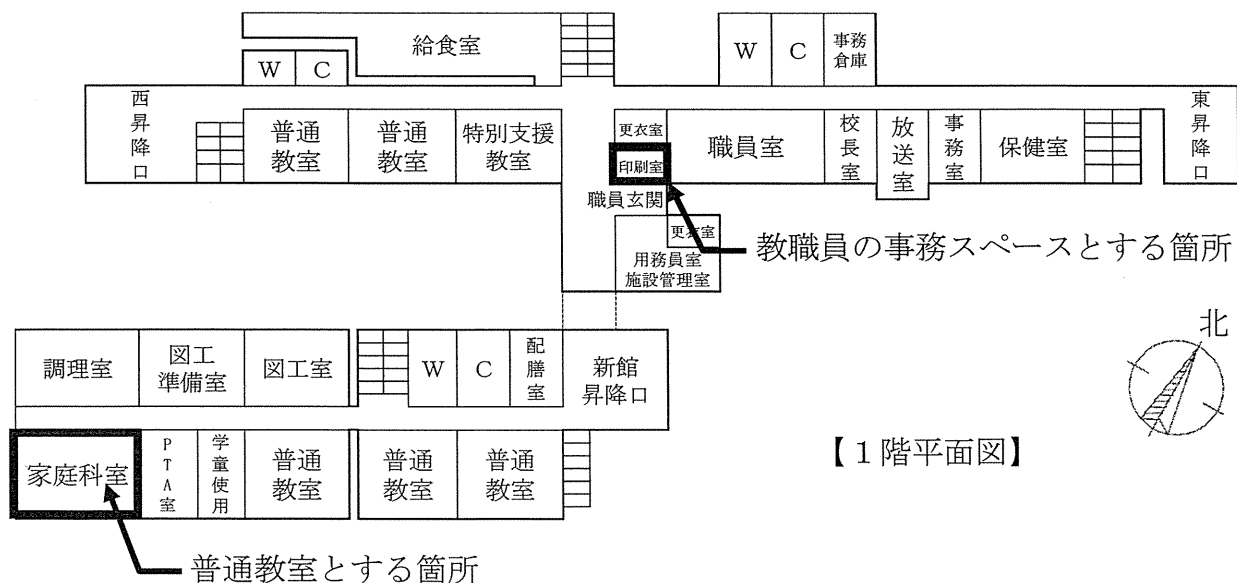
間仕切壁、内装、電気配線等の修繕

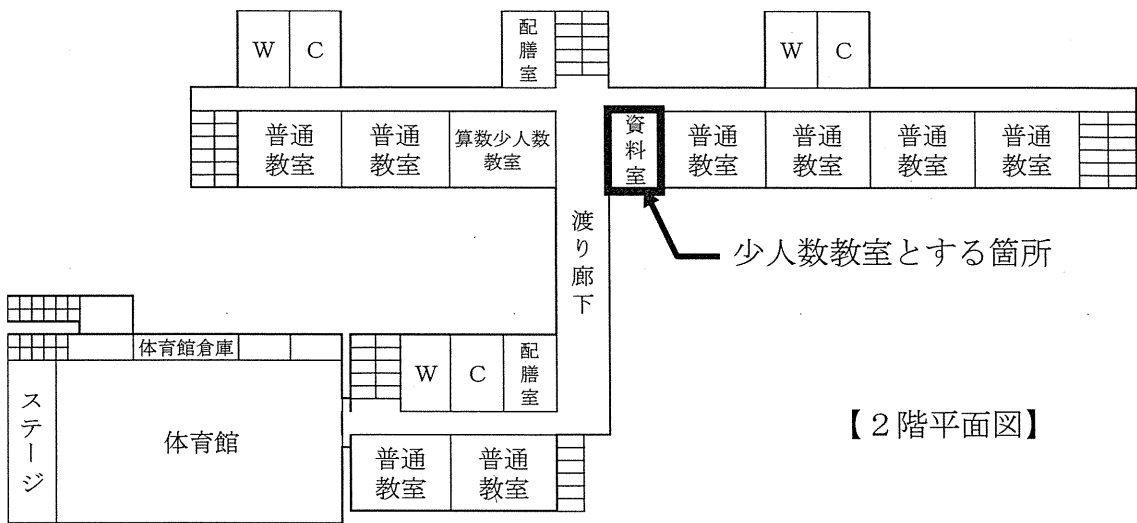
3 スケジュール

- 令和6年1月 事業者決定
- 2月 修繕開始
- 3月 修繕完了

4 修繕箇所

家庭科室を普通教室として活用するための修繕を行う。また、資料室を少人数教室として活用するための修繕のほか、学級数増加に伴い教職員数も増加することから、印刷室を教職員の事務スペースとして活用するための修繕を行う。





【2階平面図】

5 予算額

緑小学校資料室内装等修繕

8, 974千円

議案第70号資料9

市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会概要

1 目的

市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項を検討するため、市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会を設置する。

2 構成員

16人以内（市立小中学校の校長2人以内、市立中学校関係者5人以内、学識経験者1人以内、市内の社会体育及び文化芸術関係者2人以内、PTA代表者1人以内、公募による市民5人以内）

3 任期

令和8年3月31日まで

4 所掌事項

市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項

5 スケジュール

令和6年1月中旬	公募委員募集開始（市報掲載）
1月下旬	公募締切り
2月中旬	委員選考
3月下旬	第1回委員会開催

6 予算額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| (1) 市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会委員報酬 | 161千円 |
| (2) 市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会会議録作成委託料 | 25千円 |

議案第71号

令和5年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和5年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和5年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和5年11月30日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
データヘルス事業委託料	令和5年度 ～令和6年度	25,806千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの(見込)額		令和5年度以降		左 の 財 源 内 訳					
		支 出 期 間	支 出 額	支 出 期 間	支 出 額	特 定 財 源		一 般 財 源			
						金	額	国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
データヘルス事業委託料	25,806			令和5年度 ～令和6年度	25,806						25,806

議案第72号

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年11月30日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

都市計画税率の特例措置の終了に伴い、引き続き都市計画税に係る負担軽減を図るため、本案を提出するものであります。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例(平成20年条例第27号)の一部を次のように改正する。

付則第15条(見出しを含む。)中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第72号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例) 第15条 令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例) 第15条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p>	<p>都市計画税率の特例の期間延長</p>

多摩26市の都市計画税の税率等について

	条例本則の税率	特例税率			令和6年度の 予定税率※
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
八王子市	0.30%	0.27%	0.27%	0.27%	0.27%
立川市	0.30%	0.235%	0.235%	0.235%	検討中
武蔵野市	0.20%	0.10%	—	—	0.20%
三鷹市	0.30%	0.225%	0.225%	0.225%	検討中
青梅市	0.30%	0.25%	0.25%	0.25%	検討中
府中市	0.30%	0.20%	0.20%	0.20%	検討中
昭島市	0.30%	0.245%	0.25%	0.25%	検討中
調布市	0.30%	0.24%	0.24%	0.24%	検討中
町田市	0.30%	0.24%	0.24%	0.27%	0.27%
小金井市	0.30%	0.27%	0.27%	0.27%	0.27%
小平市	0.30%	0.24%	0.24%	0.24%	検討中
日野市	0.30%	0.27%	0.27%	0.27%	検討中
東村山市	0.30%	0.28%	0.29%	0.29%	0.29%
国分寺市	0.30%	0.27%	0.27%	0.27%	検討中
国立市	0.30%	0.25%	0.26%	0.26%	検討中
福生市	0.30%	0.24%	0.24%	0.24%	検討中
狛江市	0.30%	0.25%	0.25%	0.25%	検討中
東大和市	0.30%	0.26%	0.26%	0.26%	検討中
清瀬市	0.30%	0.25%	0.25%	0.25%	検討中
東久留米市	0.30%	0.24%	0.24%	0.24%	検討中
武蔵村山市	0.30%	0.26%	0.26%	0.26%	検討中
多摩市	0.30%	0.20%	0.20%	0.20%	検討中
稲城市	0.30%	0.27%	0.27%	0.27%	検討中
羽村市	0.30%	0.25%	0.25%	0.25%	検討中
あきる野市	0.30%	0.27%	0.27%	0.27%	検討中
西東京市	0.30%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%

※ 令和5年10月24日現在

議案第74号

小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例

小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月30日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項を検討するための機関を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項を検討するため、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じて、小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 検討委員会は、16人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小金井市立小中学校の校長 2人以内
- (2) 小金井市立中学校関係者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 市内の社会体育及び文化芸術関係者 2人以内
- (5) P T A代表者 1人以内
- (6) 公募による市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱又は任命された日から令和8年3月31日までとする。

- 2 教育委員会は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
(特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

スポーツ推進委員	日額	10,000円
----------	----	---------

」

を

「

スポーツ推進委員	日額	10,000円
市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	委員長	日額 11,000円
	委員	日額 10,000円

」

に改める。

議案第75号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年11月30日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項中「利用の申込みに係る法第19条第1号」を「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第75号資料

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもとあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、「同条第1号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもとあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ども」に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもと、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同条イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>	<p>内閣府令の改正による規定の整備</p>

議案第76号

小金井市子ども家庭センター条例

小金井市子ども家庭支援センター条例の全部を別紙のように改正する。

令和5年11月30日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、子ども家庭支援センターを同法の子ども家庭センターに位置付け、児童及び妊産婦に対する一体的支援を実現し、もって福祉の増進を図るため、本案を提出するものであります。

小金井市こども家庭センター条例

小金井市子ども家庭支援センター条例（平成15年条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき、こども家庭センターを設置する。

（位置）

第2条 こども家庭センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小金井市こども家庭センター

位置 小金井市貫井北町五丁目18番18号

（対象者）

第3条 こども家庭センター（以下「センター」という。）の支援の対象は、市内に居住する満18歳未満の児童及びその家庭並びに妊産婦とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（業務）

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（休業日）

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（開所時間）

第6条 センターの開所時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時までと、土曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(親子あそびひろばの設置)

第7条 センターに、地域における親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、親子あそびひろば（以下「ひろば」という。）を設置する。

(ひろば利用者)

第8条 ひろばを利用することができる者（以下「ひろば利用者」という。）は、次に定める者とする。

- (1) 市内に居住するおおむね6歳までの就学前児童とその保護者
- (2) 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認められた者

(ひろば利用の制限)

第9条 市長は、ひろば利用者が次の各号の一に該当するときは、ひろばの利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められたとき。
- (2) ひろばの設置目的に反した不適当な利用がされると認められたとき。

(損害賠償義務)

第10条 ひろば利用者は、ひろばの利用に際して、施設、附帯設備等に損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(小金井市組織条例の一部改正)

2 小金井市組織条例（昭和44年条例第34号）の一部を次のように改正する。

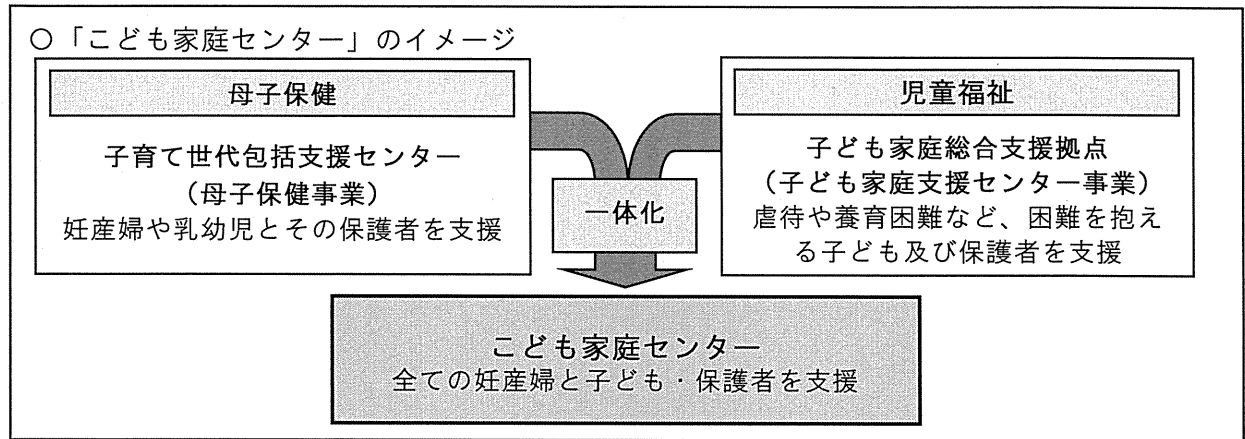
第2条福祉保健部第4号中「保健衛生」の次に「（母子保健に関するものを除く。）」を加え、同条子ども家庭部第1号中「子育て支援」を「母子保健及び子育て支援」に改める。

小金井市こども家庭センター設置の概要

1 「こども家庭センター」とは

令和6年4月に施行される改正児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置することが市町村の努力義務とされた。

こども家庭センターでは両機能の連携・協働を深め、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援までの切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図る。



2 設置時期

令和6年4月

3 こども家庭センター設置の要件

- (1) 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- (2) 組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を配置すること。
- (3) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置すること。
- (4) 改正児童福祉法第10条の2第2項各号及び母子保健法第22条第1項各号に掲げる業務を行うこと。
- (5) 「こども家庭センター（又はこれに類する名称）」を称すること。

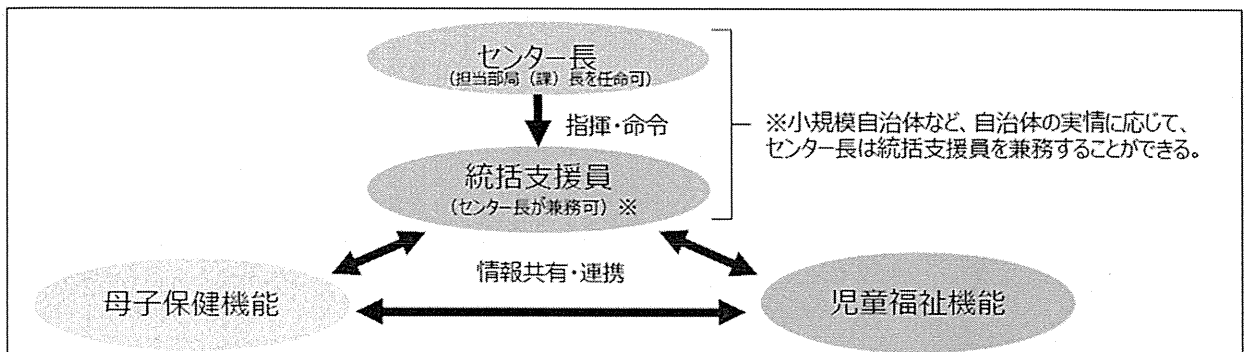


図) こども家庭庁ホームページより抜粋

4 児童福祉と母子保健の一体的支援の業務イメージ

妊娠の届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健診など、母子保健施策によるポピュレーションアプローチを通じて保健師等が支援の必要な家庭を把握した場合には、統括支援員、子ども家庭支援員等と情報を共有し、支援方針を決定することなどにより、一体的な支援を行う。

<支援フロー例>

- ① 保健師等による支援の必要な家庭の把握（妊婦面談・新生児訪問・健診等）
- ② 合同ケース会議の開催（こども家庭センター内で情報連携）
- ③ サポートプランの作成・支援（保健師等と子ども家庭支援員等が一体的に行う。）
- ④ 要保護児童対策地域協議会との連携（関係機関等も関与が必要な場合）

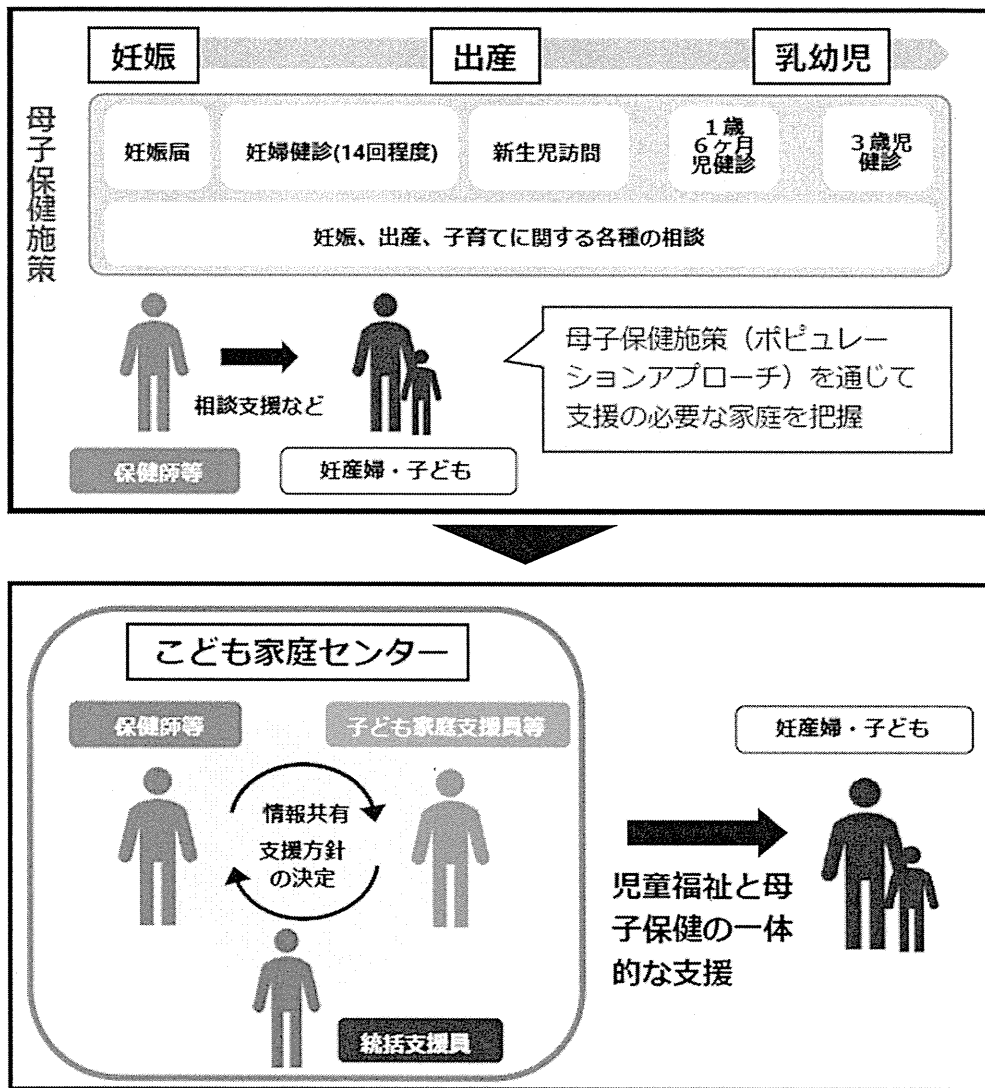


図) こども家庭庁ホームページより抜粋

小金井市子ども家庭センター条例新旧対照表

<p>小金井市子ども家庭センター条例</p>	<p>小金井市子ども家庭支援センター条例</p>
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項の規定に基づき、子ども家庭センターを設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 子ども家庭センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 小金井市子ども家庭センター</p> <p>位置 小金井市貫井北町五丁目18番18号</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 子ども家庭センター(以下「センター」という。)の支援の対象は、市内に居住する満18歳未満の児童及びその家庭並びに妊産婦とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(業務)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務(※1)</p> <p>(2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる事業(※2)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>(※1) 児童福祉法抜粋</p> <p>第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域の子育て家庭を支援し、もって子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりを目指すため、小金井市子ども家庭支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 小金井市子ども家庭支援センター</p> <p>位置 小金井市貫井北町五丁目18番18号</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第6条 省略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 子どもと家庭の支援に係る総合的な相談に関すること。</p> <p>(2) 親と子が安心して過ごせる場の提供及び交流に関すること。</p> <p>(3) 子どもと家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。</p> <p>(4) 地域の子育てグループ等の活動支援及び子育てボランティアの育成等に関すること。</p>

ばならない。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- (4) 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの方に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

2 } 省略
5 }

第10条の2 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- 2 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
 - (1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる業務を行うこと。
 - (2) 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
 - (3) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

(5) 子育てについての情報の提供に関すること。

(6) 児童虐待の防止に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

3 省略

(※2) 母子保健法抜粋

第22条 この家庭センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第1号から第4号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

(2) 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

(3) 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

(4) 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第9条の2第2項の支援を行うこと。

(5) 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

2 省略

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるとき

(休館日)

第4条 支援センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるとき

は、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(開所時間)

第6条 センターの開所時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時までと、土曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(親子あそびひろばの設置)

第7条 センターに、地域における親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、親子あそびひろば（以下「ひろば」という。）を設置する。

(ひろば利用者)

第8条 ひろばを利用することができる者（以下「ひろば利用者」という。）は、次に定める者とする。

- (1) 市内に居住するおおむね6歳までの就学前児童とその保護者
- (2) 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認められた者

(ひろば利用の制限)

第9条 市長は、ひろば利用者が次の各号の一に該当するときは、ひろばの利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認めら

は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 支援センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用対象者)

第6条 支援センターを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に定めるものとする。

- (1) 市内に居住する満18歳未満の児童と保護者。ただし、支援センター親子遊びひろばの利用は、おおむね6歳までの就学前児童とその保護者
- (2) 地域で子育てにかかわる活動をする者又はこれから活動しようとする者
- 2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認められた者は、支援センターを利用することができる。

(利用制限)

第7条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、支援センターの利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認めら

れたとき。

(2) ひろばの設置目的に反した不適當な利用がされたと認められたとき。

(損害賠償義務)

第10条 ひろば利用者は、ひろばの利用に際して、施設、附帯設備等に損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

れたとき。

(2) 支援センターの設置目的に反した不適當な利用がされたと認められたとき。

(損害賠償義務)

第8条 利用者は、支援センターの利用に際して、施設、附帯設備等に損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(秘密の保持)

第9条 支援センターの職員その他この事業に携わる者は、利用者及び利用世帯の個人情報保護の保護に万全を期すものとし、業務遂行上知り得た情報を漏らし、又は当該業務遂行以外に用いてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

小金井市組織条例の一部改正（小金井市子ども家庭センター条例付則第2項）新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画財政部 } 省略 環境部 福祉保健部</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p> <p>(4) 保健衛生（母子保健に関するものを除く。）に 関すること。 子ども家庭部</p> <p>(1) 母子保健及び子育て支援に関すること。 (2) 省略 (3) 省略 都市整備部 省略</p>	<p>(事務分掌) 第2条 部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画財政部 } 省略 環境部 福祉保健部</p> <p>(1) } 省略 (2) } (3) }</p> <p>(4) 保健衛生に関すること。 子ども家庭部</p> <p>(1) 子育て支援に関すること。 (2) 省略 (3) 省略 都市整備部 省略</p>	<p>組織改正に伴う規定 の整備 同上</p>

議案第77号

小金井市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市下水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年11月30日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行により、規定の整備をする必要があるため、
本案を提出するものであります。

小金井市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第77号資料

小金井市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定による下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。</p> <p>付 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定による下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>

議案第78号

小金井市立清里山荘の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

小金井市長 白 井 亨

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市立清里山荘
位置 山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社フードサービスシンワ
所在地 長野県南佐久郡小海町大字千代里2392番地1
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

小金井市立清里山荘に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第78号資料1

株式会社フードサービスシンの概要

- 1 設 立 昭和44年6月27日
- 2 設 立 目 的 (1) 総合食品の製造加工及び販売
(2) 宿泊施設の管理及び運営
(3) 旅館その他の宿泊所の経営
(4) 文化施設の管理及び運営
(5) ビル及び建物の清掃及び保安管理、病虫害駆除並びに防疫衛生消毒の施工
(6) 建物の附属設備の保守管理
(7) 警備の請負並びに防犯、防火及び安全に関する工事の請負
(8) 各種機械装置の保守管理
(9) 自動車運送業
(10) 観光地のガイド業
(11) 庭園の管理
(12) 自動車の保守管理
(13) エレベーターの保守管理
(14) 損害保険代理業
(15) 情報提供サービス業
(16) 情報処理サービス業
(17) 広告代理店業
(18) イベントの企画及び立案
(19) 発電及び電気の売買に関する業務
(20) 農作物等直売施設の管理及び運営
(21) 酒類の販売
(22) 前各号に附帯する一切の業務
- 3 資 本 金 10,000,000円
- 4 売 上 高 1,041,872,169円
- 5 従 業 員 数 127人
- 6 主 な 事 業 実 績 布引温泉こもろ

清瀬市立科山荘

板橋区立榛名林間学園

長野県佐久創造館

中野区立軽井沢少年自然の家

佐久市佐久平交流センター

議案第78号資料2

指定管理者候補者の選定経過

1 公募の公表

市報令和5年7月1日号及び市ホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

令和5年7月10日（月）午後1時から清里山荘研修室で実施

3 質問書の提出期日

令和5年7月20日（木）

4 質問書の回答

令和5年8月4日（金）に市ホームページで回答

5 応募書類の提出

令和5年7月18日（火）から同年8月10日（木）まで

6 応募団体数

1団体

7 指定管理者選定委員会

(1) 第1次審査 令和5年8月25日（金）1団体合格

(2) 第2次審査 令和5年9月15日（金）指定管理者候補者の選定

8 選定理由等

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、株式会社フードサービスシンワが指定管理者候補者（以下「候補者」という。）として適していると判断した。

なお、以下の点が評価できる。

(1) 現在の清里山荘の管理運営を担っており、その実績及び豊かな経験から引き続き任せるに足る確実性がある。

また、今後以下の点を要望する。

(1) 事業計画、実績報告等を含め、候補者と担当部局にて緊密なコミュニケーションを取りながら運営されたい。

(2) 候補者は、コロナ禍の経験をいかし、経営品質とサービスの向上に努められたい。

(3) 候補者は、利用者拡大に向け提案内容を実行するとともに、担当部局と積極的に協議を行い、施設整備の充実に努められたい。

したがって、答申のとおり、株式会社フードサービスシンワを指定管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目	配点	指定管理者 の候補者
		株式会社 フードサービス シニア
1 適正な管理運営の確保	60	40
1 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。		
2 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。		
3 個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。	80	51
4 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。		
5 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。		
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。		
7 障がい者の雇用等、福祉的雇用についての取組みをしていること。	120	72
3 サービスの向上		
8 サービス向上を実現する具体的な計画があること。		
9 利用促進を図る具体的な計画があること。		
10 事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること。		
11 施設の設備や機能を十分活用していること。		
12 利用者要望の把握及びその対応策を講じていること。		
13 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。	60	35
4 効率的な運営		
14 収支の見込みと事業計画が適正且つ実現可能であること。		
15 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。	80	50
16 民間のノウハウ及び経験に基づく、創意工夫によるコスト削減について、具体的な計画があること。		
5 安全で安定的な施設運営の継続的提供		
17 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。		
18 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。	400	248
19 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取り組みを行っていること。		
20 事故の防止策がなされており、且つ災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。	合計	

※ 評価結果は、4人の委員が100点満点で採点し、合計400点満点で比較した。

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目	配点	指定管理者 の候補者
		株式会社 フードサービス シンプ
1 適正な管理運営の確保	60	40
1 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。		
2 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。		
3 個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。		
2 事業者の現状と実績	80	51
4 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。		
5 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。		
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。		
7 障がい者の雇用等、福祉的雇用についての取組みをしていること。		
3 サービスの向上	120	72
8 サービス向上を実現する具体的な計画があること。		
9 利用促進を図る具体的な計画があること。		
10 事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること。		
11 施設の設備や機能を十分活用していること。		
12 利用者要望の把握及びその対応策を講じていること。		
13 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。		
4 効率的な運営	60	35
14 収支の見込みと事業計画が適正且つ実現可能であること。		
15 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。		
16 民間のノウハウ及び経験に基づく、創意工夫によるコスト削減について、具体的な計画があること。		
5 安全で安定的な施設運営の継続的提供	80	50
17 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。		
18 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。		
19 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取り組みを行っていること。		
20 事故の防止策がなされており、且つ災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。		
合計	400	248

※ 評価結果は、4人の委員が100点満点で採点し、合計400点満点で比較した。

議案第79号

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和6年4月1日から東京たま広域資源循環組合を加入させ、東京都市公平委員会共同設置規約を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

小金井市長 白 井 亨

（提案理由）

東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に東京たま広域資源循環組合を加えるため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、本案を提出するものであります。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和四十二年四月一日規約第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「、浅川清流環境組合」を「、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合」に改める。

附 則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

改正後

改正前

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京たま広域資源循環組合、東京市町村総合事務組合

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京市町村総合事務組合

附則

この規約は、令和六年四月一日から施行する。

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和5年 8月 1日から
令和5年10月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	4985	令和5年9月11日	小金井市市営住宅浴室等改修工事 (株)昭和未来	37,895,000	令和5年9月12日から 令和6年3月15日まで	建築工事(浴室及び洗面所の内装全面改修) 機械設備工事(浴室及び洗面所の内装全面改修に伴う機器及び配管の更新) 電気設備工事(浴室及び洗面所の内装全面改修に伴う照明コンセント設備の更新)	制限付一般競争入札(総合評価方式)3者	5
2	5001	令和5年9月11日	市道第12号線電線共同溝設置工事 関建設工業(株)	69,630,000	令和5年9月12日から 令和6年3月22日まで	施工延長 L=197.3m 1式 復旧及び付帯工 1式 撤去工 1式 電線共同溝工 管路部 1式 電線共同溝工 特殊部 5箇所 電力分岐棟 1箇所 地上機器棟 3箇所 サイトボックス 1箇所	制限付一般競争入札(総合評価方式)2者	14
3	6046	令和5年10月23日	特殊人孔耐震化工事 金澤建設(株)	17,490,000	令和5年10月24日から 令和6年3月1日まで	特殊人孔耐震化工 1基	制限付一般競争入札1者	2
4	6057	令和5年10月23日	管きよ更生工事 金澤建設(株)	23,089,000	令和5年10月24日から 令和6年1月24日まで	管きよ更生工 φ300 L=49.2m 管きよ更生工 φ250 L=126.2m	制限付一般競争入札4者	2

進捗率は、令和5年11月1日現在

小金井市全図 建設環境委員会

小金井市市営住宅浴室等改修工事

市道第12号線電線共同溝設置工事

特殊人孔耐震化工事

管きよ更生工事

